二　法第八十九条の六第一項又は第八十九条の八第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三　第百五十二条の二第一項第四号に掲げる事項を変更した場合

4‖　金庫、労働金庫代理業者又は労働金庫電子決済等代行業者は、法第九十一条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　第二項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

5‖　法第三十二条第六項の規定は、第一項第十三号の二から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

6‖　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　略］

三‖　法第九十一条第三項各号（第一号を除く。）に該当するときの届出

7‖　［略］

8‖　［略］

（預金者等に対する情報の提供）

第八十六条　金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

［一～三　略］

四　商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

［イ～リ　略］

ヌ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

3‖　金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。

［一～三　同上］

四　前項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

4‖　法第三十二条第六項の規定は、第一項第十四号から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。

5‖　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

6‖　［同上］

7‖　［同上］

第八十六条　［同上］

（預金者等に対する情報の提供）

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～リ　同上］

ヌ　［同上］

(1)　指定紛争解決機関（法第八十九条の十三第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百十四条第一項第四号ニ及び第百五十二条の二十四第一項第十八号において同じ。）が存在する場合　当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2)　［略］

ル　［略］

［五・六　略］

［2～4　略］

（金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第九十五条の二　銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令・厚生労働省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　次に掲げる全ての措置を講じること。

イ　金庫業務関連苦情（法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

［ロ・ハ　略］

［二・三　略］

四　令第四条の八各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

五　金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十九条の十三第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

(1)　指定紛争解決機関（法第八十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第百十四条第一項第四号ニ及び第百五十二条の二十四第一項第十八号において同じ。）が存在する場合　当該金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2)　［同上］

ル　［同上］

［五・六　同上］

［2～4　同上］

（金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第九十五条の二　［同上］

一　次に掲げるすべての措置を講じること。

イ　金庫業務関連苦情（法第八十九条の五第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

［ロ・ハ　同上］

［二・三　同上］

四　令第四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

五　金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十九条の五第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。